

〈児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金〉令和8年度予算 206億円の内数（207億円の内数）

## 事業の目的

児童相談所や市町村における児童虐待に関する相談対応件数が増加している中で、児童相談所又は市町村において、児童虐待の通告を受けた際のこどもの安全確認等の体制を強化することや、施設への入所措置、里親への委託、一時保護（一時保護委託含む）や一時保護解除の際に遠方まで複数名で移送等を行うことができることから、移送等を行う体制の強化を図る。

## 事業の概要

### 1. 以下のいずれかの非常勤の安全確認等対応職員を配置する。

- ・ 安全確認等対応職員  
児童虐待の通告のあったこどもについて、目視による安全確認を行うことや、継続的な支援を行っているこどもについて、定期的な状況確認を行う。
- ・ 事務処理対応職員  
児童相談所又は市町村において、児童記録の整理や相談の受付等の業務を行う。

### 2. 以下の非常勤の移送等対応職員を配置する。

- ・ 移送等対応職員  
児童相談所において施設への入所措置、里親への委託、一時保護（一時保護委託含む）や一時保護解除の際に児童福祉司等とともに遠方まで移送等を行う。

## 実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助基準額】

児童相談所 1 か所当たり 27,695千円

（警察官OBを配置し、警察との連携強化を図る取組を行わない場合 児童相談所 1 か所当たり 22,156千円加算）

（遠方の施設への入所措置等の際の移送等に係る非常勤職員を雇う場合 都道府県、指定都市、児童相談所設置市 1 か所当たり 5,539千円加算）

市区町村 1 か所当たり 16,617千円

【補助率】 国：1/2、都道府県、指定都市、児童相談所設置市、市区町村：1/2